

真鶴町週休2日制確保工事実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成26年法律第56条）の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、真鶴町が発注する工事の工事現場における週休2日制を確保する工事（以下「週休2日制確保工事」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする

(対象工事)

第2条 対象とする工事は設計金額（税込み）が200万円以上の工事のうち、週休2日制確保工事として町が選定した工事とする。

ただし、次の条件のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
- (2) 緊急対応工事等の緊急を要する工事
- (3) 作業可能期間が限られている等の工期に厳しい制限がある工事
- (4) その他、対応が困難と発注者が判断した工事

(神奈川県県土整備局の「週休2日制確保工事試行要領」の適用)

第3条 週休2日制確保工事の実施にあたっては、本実施要領によるもののほか、神奈川県県土整備局の「週休2日制確保工事試行要領」に基づき実施するものとする。

(工事成績への加点について)

第4条 週休2日を達成した場合における工事成績評定への加点は、行わないものとする。

(その他)

第5条 週休2日制確保工事の実施に当たり疑義等が生じたときは、速やかに監督員と協議し、当該指示に従うものとする。

附 則

1. この要領は、令和8年10月1日から施行する。
2. この要領の施行の日以後に行われる公告に係る契約で令和8年10月1日以後に契約するものについて適用するものとする。